



第9期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年9月29日(水曜日)
午前10時

開催場所 本総会は、場所の定めのない株主総会として開催いたします。詳細は8頁をご確認下さい。

URL <https://web.sharely.app/login/freee-9>

決議事項

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
第5号議案	監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第6号議案	取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件
第7号議案	監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

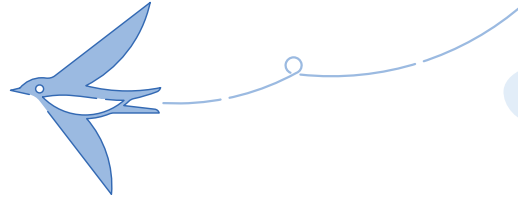
目次	株主の皆さまへ	P3
	第9期定時株主総会招集ご通知	P4
	株主総会参考書類	P14
	事業報告	P41
	計算書類	P49
	監査報告	P51



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末から招集ご通知がご覧いただけます

<https://s.srdb.jp/4478/>

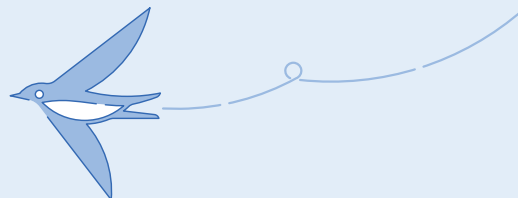




MISSION

スモールビジネスを、世界の主役に。





NEW VISION

だれもが自由に経営できる 統合型経営プラットフォーム。

だれもが自由に自然体で経営できる環境をつくるために、「統合型経営プラットフォーム」を開発・提供します。バックオフィス業務を統合することで、自動化と業務全体の効率化。さらに経営全体を可視化することで、これまでにないスマートかつ最適なアクションまで実行できるプラットフォームへと進化させていきます。また外部サービスとも連携したオープンプラットフォームとして、多様なビジネスニーズに対応。ユーザーネットワークの中における相互取引の活性化も強化していきます。プラットフォームの提供のみならず、スモールビジネスに携わる人の環境そのものをより良くしていく取り組みを行うことで、世の中の変化を促します。



平素よりご高配を賜りありがとうございます。

私は、美容院を営む実家やGoogleでの中小企業向けマーケティングの経験を通じて、「日本のスモールビジネスではテクノロジーが活用されておらず、経理や給与計算業務が本業を逼迫している」という課題に直面してきました。

この課題を解決すべく、2012年にfreeeを創業し「クラウド会計ソフトfreee (現freee会計)」をリリースしたのが、私たちのミッションである「スモールビジネスを、世界の主役に。」の原点です。

本年6月、新ビジョンとして「だれもが自由に経営できる統合型経営プラットフォーム。」を公表いたしました。このビジョンは、「バックオフィス業務を統合することで、自動化・効率化を進め経営全体を可視化し、スマートかつ最適なアクションまで実行できるプラットフォームへと進化させていく」という強い意思や、「スモールビジネスに携わる人の環境そのものをより良くしていくことで、世の中の変化を促したい」という熱い思いが込められています。

さて、本年の定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、どのような形で開催することが望ましいのか検討を続けて参りましたが、インターネットを通じて「新型コロナウイルスの感染拡大防止」と「株主様との建設的な対話」を両立させたいと考え、本年から可能となったバーチャルオンリー株主総会として開催いたします。

本総会では、より多くの株主様が、より便利に、より気軽に総会に出席することが可能となると考えております。株主の皆様におかれましては、バーチャルオンリー株主総会にご理解を賜り、ぜひご参加いただきますようお願い申し上げます。

freee株式会社 代表取締役CEO & Co-founder
佐々木 大輔

証券コード 4478

2021年9月14日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田二丁目8番1号

フリー株式会社

代表取締役 佐々木 大輔

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年の定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、どのような形で開催することが望ましいのか検討を続けて参りましたが、株主の皆様にも、安心してご参加いただきたく、本年から可能となったバーチャルオンリー株主総会として開催いたします。

つきましては、本総会は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の附則第3条第1項に基づき、場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という）として開催いたします。本総会には、株主様が実際にご来場いただける会場がございませんので、8頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認のうえ、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットによって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年9月28日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 2021年9月29日（水曜日）午前10時
※午前9時30分頃からログイン可能となる予定です。
※通信障害等の発生により開催日時において、バーチャルオンリー株主総会を開会することが困難な場合は、予備日として2021年9月30日（木曜日）午前10時より開催いたします。当社が予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイト（<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>）で、2021年9月29日午前11時までにお知らせします。
2. 開催場所 本総会は、場所の定めのない株主総会として開催いたします。
詳細は8頁をご確認ください。
3. URL <https://web.sharely.app/login/freee-9>
4. 目的事項
報告事項
 1. 第9期（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

以上

- ◎通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である2021年9月30日（木曜日）午前10時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>）でお知らせしますので、8頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」に従ってお手続きのうえ、本総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- ◎郵送又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本総会において議決権を行使されなかった場合は、郵送又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
- ◎代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、8頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>）に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち次に掲げる事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役が監査した事業報告、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 事業報告
 - 企業集団の現況に関する事項
 - 財産及び損益の状況
 - 主要な事業内容
 - 主要な営業所
 - 従業員の状況
 - 主要な借入先の状況
 - 株式に関する事項
 - 新株予約権等に関する事項
 - 会社役員に関する事項
 - 社外役員に関する事項
 - 会計監査人に関する事項
 - 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - 剰余金の配当等の決定に関する方針
 - 連結計算書類
 - 連結貸借対照表
 - 連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

●計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

●監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

◎本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>) に掲載させていただきます。

バーチャルオンリー株主総会の運営について

本総会は、『バーチャルオンリー株主総会』です。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、以下のとおりご案内申し上げます。

1. バーチャルオンリー株主総会に当日出席する株主様

(1)開催日時：2021年9月29日（水曜日）午前10時

※ 通信障害等が発生した場合には、予備日として2021年9月30日（木曜日）午前10時より、本総会を開催いたします。

※ いずれも午前9時30分頃からログイン可能となる予定です。

(2)アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/freee-9>



①上記のURLをご入力いただくか、右記のQRコードを読み込み、アクセスしてください。

②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主様の株主番号（議決権行使書のログインID欄に記載の8桁の数字）」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を、画面表示にしたがって入力しログインしてください。

※「QRコード」は㈱デンソーウェブの登録商標です。

※ログインに関するご不明点については、下記URLよりヘルプページをご参照いただけます。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>

(3)当日の質問方法

- ・ログイン後、議長の指示にしたがって、「質問」タブより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。
- ・当日の質問は、株主総会が開始されたら、入力可能となります。
- ・お一人様、1問、150文字までとさせていただきます。

(4) 動議の提出方法

ログイン後、議長の指示にしたがって、「質問」タブの質問記載欄に動議の内容をご入力いただき、「動議として提出する」にチェックのうえ、ご送信ください。

(5) 議決権の行使方法

- ・ログイン後、議長の指示にしたがって、「決議」タブより賛否をご入力ください。
- ・書面又はインターネットによる議決権行使を行った株主様が、当日出席された場合
 - ①当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。
 - ②当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。

(6) 事前質問の方法

以下の期間で事前質問をお受けいたしますので、「(2)アクセス方法」にしたがってログインし、「質問」タブより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

受付期間：2021年9月15日（水曜日）0:00～ 2021年9月24日（金曜日）23:59

- ※ お一人様、1問、150文字までとさせていただきます。
- ※ 全ての事前質問にご回答することが難しい場合、多くの株主様にご関心があると思われる質問などを中心に、総会当日、ご回答させていただく予定です。

2. 当日出席しない株主様

(1) 議決権の事前行使方法

① 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返信ください。

行使期限：2021年9月28日（火曜日）午後6時30分到着分まで

※ 議決権行使書を投函する前に、「株主番号（議決権行使書のログインID欄に記載の8桁の数字）」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

② インターネットによる議決権行使

12頁の「インターネットによる事前の議決権行使について」をご覧ください。

(2) 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。

ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（いわゆる委任状）」のご提出が必要になりますので、以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、「3. ログイン方法・代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先」までお問い合わせください。

<代理人に関する書類の提出先>

〒150-0044 東京都渋谷区円山町3-6 E・スペースタワー12F

コインチェック株式会社 Sharely事業部 freee株主総会担当者宛

<ご提出期限>

2021年9月28日（火曜日）午後6時30分 必着

(3)事前質問の方法

9頁「1. (6)事前質問の方法」をご参照ください。

3. ログイン方法・代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先

- ・電話番号：03-6416-5286
(コインチェック株式会社 Sharely事業部 freee株主総会担当者)
- ・受付日時：2021年9月7日（火）～2021年9月28日（火）※平日のみ
10:00～17:00
※株主総会当日は、2021年9月29日（水）9:00～株主総会終結の時まで

以上

注意事項

- 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。
- 通信障害等への対策として、主回線に加え、予備回線を用意するほか、本総会の冒頭にて通信障害等が発生した場合における延期又は続行の決議を行うことを予定し、また、予備日を設定する方針としております。
- パーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
- 視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えること、またライブ配信の様態を撮影することはお控えください。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

インターネットによる事前の議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

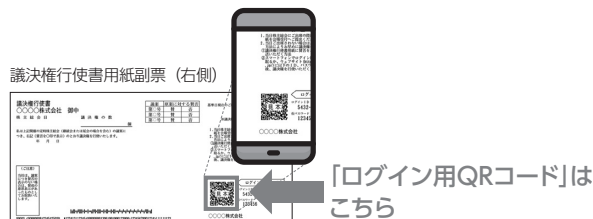


「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、
「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

❗ 下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、
同封の議決権行使書用紙副票（右側）に
記載の「ログイン用QRコード」を読み取る
※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。



2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の
選択画面が表示されるので、
議決権行使方法を選ぶ

議決権行使サイト
〇〇〇〇株式会社

議案賛否方法の選択

親：回次株主総会
開催日：〇〇〇年〇月〇日
株主番号：10000001
行使できる議決権の数：1000

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承認いたします。該当する項目のボタンを選択して次画面におすすみください。

会社株票の全ての議案を賛成とされる場合

議決権行使へ

会社株票の議案について個別に賛否を入力される場合

賛否行使へ

議案が完了

議案内容(英文)

利用規定
利用ガイド
ログアウト

3 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって
各議案の賛否を選択

会社株票		議案に対して
第1号	議案 1	賛成
第2号	議案 2	賛成
番号1		賛成
番号2		賛成
番号3		賛成
株主株票		議案に対して
第3号	議案 3	賛成

画面の案内にしたがって行使完了です。

二回目以降のログインの際は…
次頁に記載のご案内にしたがって
ログインしてください。

議決権行使期限

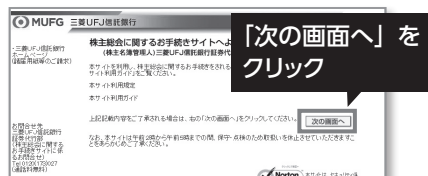
2021年9月28日(火曜日)午後6時30分まで

ログインID・仮パスワードを入力する方法



1

議決権行使ウェブサイトへアクセスする



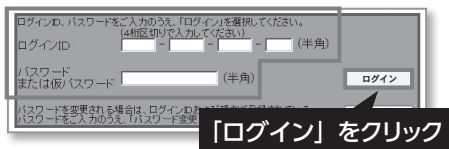
議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



2

お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



議決権行使に関するよくあるご質問

- Q** 書面とインターネット等の両方で議決権行使をした場合どちらが有効ですか？
- A** インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- Q** インターネット等により複数回にわたり議決権を行使した場合、すべて有効ですか？
- A** 複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3

「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク（三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部）

0120-173-027

（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更いたしたく存じます。

(1) 提案の理由

当社は、コーポレートガバナンス体制の充実・強化を経営上の重要課題と位置づけ、これまで継続的な取り組みを進めてまいりました。経営環境のグローバル化・複雑化が進展する中、企業価値の持続的向上を実現していくため、取締役会の業務執行決定権限の相当な部分を業務執行取締役に委譲することが可能となる監査等委員会設置会社に移行することにより、取締役会における経営戦略等の議論を一層充実させるとともに、取締役会の監督機能の更なる強化を図りたいと存じます。その他所要の変更も含め、当社定款を次のとおり変更したく存じます。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)
第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
<u>(3) 監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれにあたる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役CEO</u>が招集する。<u>取締役CEO</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 株主総会の議長は、<u>取締役CEO</u>がこれにあたる。<u>取締役CEO</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任) 第20条 (新設)</p> <p>当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期はその選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員又は補欠により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>3 補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役CEO1名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役<u>CEO</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役CEOに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>(員数)</p> <p>第31条 <u>当会社の監査役は、3名以上とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第32条 <u>当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 監査役に対する報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(監査役の責任の一部免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、金100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第44条～第46条 (条文省略)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第40条～第42条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役の責任免除の経過措置</u>)</p> <p>第44条 当社は、第9期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第9期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、第9期定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役6名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 さ さ き だ い す け
佐々木 大輔 (1980年9月18日生) 再 任
■所有する当社の株式数 11,246,700株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年4月	(株)博報堂入社	2020年4月	国立大学法人 一橋大学 経営協議会委員 (現任)
2006年7月	CLSAキャピタルパートナーズジャパン(株)入社	2021年4月	(株)サイトビジット 取締役 (現任)
2007年5月	(株)ALBERT入社		
2008年5月	グーグル(株) (現 グーグル合同会社) 入社		(重要な兼職) フリーファイナンスラボ(株) 取締役 (株)サイトビジット 取締役
2012年7月	当社設立 代表取締役CEO (現任)		国立大学法人 一橋大学 経営協議会委員
2018年10月	フリーファイナンスラボ(株) 取締役 (現任)		

■取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

佐々木大輔氏は、2012年の当社設立以来、当社の代表取締役として経営の指揮を執り、当社の持続的成長に貢献しました。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社グループの企業価値向上に向けた貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

とうご
東後すみと
澄人

(1981年3月19日生)

再任

■所有する当社の株式数

665,602株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年4月 McKinsey & Company Inc. Japan入社
 2010年2月 グーグル(株) (現 グーグル合同会社) 入社
 2013年7月 当社入社
 2013年9月 当社取締役

2018年6月 当社取締役CFO (現任)
 2020年3月 フリービズ(株) 代表取締役 (現任)
 2020年4月 ウェルスナビ(株) 社外取締役 (現任)

(重要な兼職)

フリービズ(株) 代表取締役
 ウェルスナビ(株) 社外取締役

■取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

東後澄人氏は、2013年に当社取締役役に就任して以来、当社の取締役として経営に関与し、CFO就任後は、当社の財務戦略を統括し、当社の持続的成長に貢献しました。その実績と経験を活かし、当社のさらなる企業価値向上の実現が期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

よこじ
横路りゅう
隆

(1984年8月24日生)

新任

■所有する当社の株式数

2,137,500株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年4月 ソニー(株) (現 ソニーグループ(株)) 入社
 2012年7月 当社設立 取締役
 2015年9月 当社執行役員CTO (現任)

■取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

横路隆氏は、2012年の当社設立以来、共同創業者としてプロダクト開発を牽引し、当社の持続的成長に貢献しました。その実績と経験を活かし、当社のさらなる企業価値向上の実現が期待できることから、同氏を取締役候補者としてしました。

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年5月	Navteq 入社	2018年6月	ビザ・ワールドワイド・ジャパン(株) プロダクト&ソリューション日本本部長
1997年6月	Autodesk, Inc. 入社	2018年9月	(株)Paidy 社外取締役
1999年8月	eCIRCLES.com 入社	2021年3月	Quicken Incorporated 統合金融サービス本部長 (現任)
2000年9月	Adobe Systems, Inc. 入社		
2003年1月	PayPal, Inc. 入社		
2005年3月	eBay, Incorporated 投資買収本部ビジネスオペレーション部長		(重要な兼職) Quicken Incorporated 統合金融サービス本部長
2007年11月	Intuit, Incorporated ペイメント本部開発部長		
2015年1月	Capital One, Incorporated コンシューマ資金移動本部長、スモールビジネス新規プログラム開発本部長		

■社外取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

ユミ ホサカ クラーク氏は、海外フィンテック企業の実務を歴任しており、伝統的な金融ネットワークと最新のアプリをつなぐ開発や開発後のスケールアップについて、豊富な経験を有しております。また、スモールビジネスセグメントに対するビジネス経験や、投資・企業買収に関する経験も豊富であることから、客観的かつグローバルな視点での、当社経営に対する適切な助言を期待し、同氏を社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ユミ ホサカ クラーク氏は社外取締役候補者であります。また、当社は同氏の選任が承認された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. ユミ ホサカ クラーク氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を金100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。
5. ユミ ホサカ クラーク氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号

1	ない どう 内藤	よう こ 陽子	(1978年10月31日生)	■所有する当社の株式数	新任 100株
----------	--------------------	-------------------	----------------	--------------------	-------------------

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

<p>2001年4月 明光ナショナル証券(株) (現 SMBC日興証券(株)) 入社</p> <p>2004年12月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所</p> <p>2018年9月 当社 社外監査役 (現任)</p>	<p>2018年10月 フリーファイナンスラボ(株) 監査役 (現任)</p> <p>2021年4月 (株)サイトビジット 監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職) フリーファイナンスラボ(株) 監査役 (株)サイトビジット 監査役</p>
--	--

■監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

内藤陽子氏は、公認会計士としての深い知見を有しています。同氏は、当社の常勤監査役として、内部監査部門から定期的な報告を受けるとともに、リスク管理委員会などの重要会議に出席するなど、積極的な活動を行っています。独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	International Consulting of Japan入社	2014年10月	グーグル合同会社 執行役員
1994年4月	(株)リクルート入社	2016年1月	当社 社外取締役 (現任)
2007年3月	(株)リクルート退職	2017年11月	グーグル合同会社 上級執行役員 (現任)
2007年4月	McKinsey & Company Inc. Japan入社		
2009年4月	(株)アイ・エム・ジェイ入社		(重要な兼職)
2012年7月	グーグル(株) (現 グーグル合同会社) 入社		グーグル合同会社 上級執行役員

■監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

川合純一氏は、長年にわたるインターネット業界における深い知見を有しております。また、同氏は、当社の社外取締役として、経営戦略や投資、ガバナンス等について幅広い提言を積極的に行っております。同氏は、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

なお、同氏は、2007年3月まで当社の株主である(株)リクルートに勤務しておりましたが、経営幹部として在籍したのではなく、一般従業員として勤務しておりました。また、(株)リクルートが当社に出資したのは、同氏が退職した後のことです。

「日本では大学新卒で企業に入社し退職するまでその同じ企業に勤めることが多いため、退職してもその企業から独立性が確保できない」という意見が存在することは承知しておりますが、同氏は新卒で(株)リクルートに入社しておらず、退職後14年が経過していることから、当社は、一般株主と利益相反の生ずるおそれのない独立性を有するものと判断しております。

また、グーグル合同会社との取引額は当社の連結売上高の1.05% (同社から見た当社との取引額も連結売上高の1%未満)であり、「Google」がインターネット業界のインフラであることを踏まえると、当該取引は僅少であることから、同氏は一般株主と利益相反の生ずるおそれのない独立性を有するものと判断しております。

候補者番号

3

あさだ
浅田しんじ
慎二

(1977年7月7日生)

新任

■所有する当社の株式数

1,634株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月	伊藤忠商事(株)入社	2020年4月	One Capital(株) 代表取締役CEO (現任)
2015年3月	セールスフォースドットコム 入社	2020年7月	(株)スマレジ 社外取締役 (現任)
2018年2月	セールスフォースドットコム 執行役員	2020年9月	当社 社外取締役 (現任)
2019年2月	セールスフォースドットコム 常務執行役員		(重要な兼職) One Capital(株) 代表取締役CEO (株)スマレジ 社外取締役

■監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

浅田慎二氏は、長年にわたるSaaS業界における豊富な知見を有しております。また、同氏は、当社の社外取締役として、経営戦略や投資、ガバナンス等について幅広い提言を積極的に行っております。同氏は、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 内藤陽子氏、川合純一氏及び浅田慎二氏は社外取締役候補者であります。また、当社は内藤陽子氏、川合純一氏及び浅田慎二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、各氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社と内藤陽子氏、川合純一氏及び浅田慎二氏は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。
5. 川合純一氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年8ヶ月となります。
6. 浅田慎二氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 内藤陽子氏及び川合純一氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年9月24日開催の当社第7期定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役分は年額4千万円以内）としてご承認いただき、現在に至っております。

また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億5千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と定めることといたしたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

なお、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、本議案の内容に基づく定額での基本報酬、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件」に記載の株式報酬で構成します。

本議案は、46頁から47頁に記載の当社における「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に沿っており、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責等に照らして相当であると判断しております。

なお、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、上記方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、社外取締役分も含めて、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2千万円以内と定めることといたしたく存じます。本議案に係る報酬額は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、本議案の内容に基づく定額での基本報酬、第7号議案「監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件」に記載の株式報酬で構成します。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、第4号議案が原案どおり承認可決された場合、「年額1億5千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）」となります。また、この報酬は例月報酬のみで構成される予定です。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」という。）を、同様の目的に加え、これまで以上に業績にコミットする報酬制度とすることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」という。また、本制度Ⅰ及びⅡを併せて「本制度」という。）を導入したいと存じます。

つきましては、対象取締役に対し、「譲渡制限付株式報酬」と、「業績連動型株式報酬」を付与するための金銭報酬債権を新たに支給することといたしたいと存じます。支給する金銭報酬債権は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記の報酬枠とは別枠で、制度Ⅰについて年額6千万円以内、制度Ⅱについて年額6千万円以内（合計年額1億2千万円以内）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は3名となります。

本制度は、中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様との価値共有を一層促進するものであり、その内容は相当であると考えております。

【本制度Ⅰの内容】

(1) 本制度Ⅰの概要

対象取締役は、原則として毎年、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けます。

当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から一定の期間（以下「譲渡制限期間」という。）中は、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします。本割当契約の内容の概要は以下（4）のとおりです。

(2) 本制度 I に係る金銭報酬債権の総額及び株式総数の上限

本制度 I に基づき、対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額 6 千万円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数は年 12,000 株以内といたします。ただし、上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、対象取締役に対して交付する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることといたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

(3) 1 株当たりの払込金額

本割当株式の 1 株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として対象取締役に特に有利な金額とされない範囲で、取締役会において決定いたします。

(4) 本割当契約において定める内容の概要

① 譲渡制限期間

譲渡制限期間は、3 年間とする。

譲渡制限期間中、対象取締役は本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 譲渡制限の解除

対象取締役が(a) 本割当契約に基づき割当てを受けた日から当該割当てを受けた日を含む期に係る定時株主総会の終結の時までの期間（以下「役務提供期間①」という。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の 3 分の 1（以下「解除部分①」という。）につき、(b) 本割当契約に基づき割当てを受けた日から当該割当てを受けた日を含む期の次の期に係る定時株主総会の終結の時までの期間（以下「役務提供期間②」という。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式から解除部分①を除いた残りの部分の 2 分の 1 につき（以下「解除部分②」という。）、(c) 本割当契約に基づき割当てを受けた日から当該割当てを受けた日を含む期の次々期に係る定時株主総会の終結の時までの期間（以下「役務提供期間③」という。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式から解除部分①及び解除部分②を除いた残りの部分につき、いずれも譲渡制限期間の満了日に、譲渡制限を解除する。当社は、譲渡制限期間満了時においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限期間中の退任等の取扱い

当社は、対象取締役が、役務提供期間①の満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には当該時点で本割当株式の全部を、役務提供期間①の満了後役務提供期間②の満了する前に上記の地位を喪失した場合には当該時点で本割当株式のうち解除部分①を除いた部分を、役務提供期間②の満了後役務提供期間③の満了する前に上記の地位を喪失した場合には当該時点で本割当株式のうち解除部分①及び解除部分②を除いた部分を、当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なお、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ その他取締役会で定める事項

本制度Ⅰに係るその他の内容については取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とする。

【本制度Ⅱの内容】

(1) 本制度Ⅱの概要

各年の定時株主総会の日属する月の翌月から3年間を評価期間（以下「評価期間」という。）とし、対象取締役に対して、評価期間における当社株式の株主総利回り（Total Shareholder Return。以下「TSR」という。）と東証株価指数（以下「TOPIX」という。）を構成する全銘柄（以下「TOPIX全銘柄」という。）に係るTSRとの比較に応じて算定する数の当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度です。

なお、報酬を業績に連動させるという趣旨から、TOPIX全銘柄に含める銘柄は、①評価期間の初日においてTOPIXを構成しており、かつ、②評価期間の末日までTOPIXを構成し続けていた銘柄に限ることとしています。

当社は、評価期間終了後、業績連動型株式を割り当てるために、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分します。

初回の評価期間は2021年10月から2024年9月までであり、以後、毎年10月からその3年後の9月までが評価期間となります。

対象取締役への金銭報酬債権の支給及び当社普通株式の交付は評価期間終了後に行うため、本制度Ⅱの導入時点では、対象取締役に対して金銭報酬債権及び当社普通株式を支給及び交付するかどうか並びに支給する

金銭報酬債権額及び交付する株式数は確定していません。

(2) 本制度Ⅱに係る金銭報酬債権の総額及び株式総数の上限

本制度Ⅱに基づき対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額6千万円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数は年12,000株以内といたします。ただし、上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、対象取締役に対して交付する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることといたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他業績連動型株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

(3) 1株当たりの払込金額

本制度Ⅱにより割当てを受ける当社普通株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

(4) 取締役が交付を受ける当社株式の数の算定方法

本制度Ⅱにおいて、評価期間終了後に対象取締役に交付する当社普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、①当社取締役会において対象取締役の役位に応じて決定した株式数（以下「基準交付株式数」という。）に、②当社TSRとTOPIX全銘柄に係るTSRとの比較に応じて決定される業績目標達成度（以下「業績目標達成度」という。）を乗じて決定いたします。

当社TSRとTOPIX全銘柄に係るTSRとの比較に際しては、評価期間中のTOPIX全銘柄に係るTSRを小さい数字から順に並べた際のパーセンタイル順位に対し、当社TSRがどの順位に相当するかという基準を用いることといたします。

具体的には、以下の算定式に従って算定いたします。ただし、評価期間に占める対象取締役の在任期間の割合等に応じて合理的な調整を行うことといたします。

- ・ 交付株式数 = 基準交付株式数 × 業績目標達成度
- ・ 基準交付株式数 : 当社取締役会において対象取締役の役位等に応じて決定
- ・ 業績目標達成度 :
 - ① 当社TSRがTOPIX全銘柄のTSRの50パーセンタイル未満の場合 : 0%
 - ② 当社TSRがTOPIX全銘柄のTSRの50パーセンタイル以上75パーセンタイル未満の場合 : 50%
 - ③ 当社TSRがTOPIX全銘柄のTSRの75パーセンタイル以上95パーセンタイル未満の場合 : 100%

④ 当社TSRがTOPIX全銘柄のTSRの95パーセント以上の場合：150%

なお、対象取締役が以下の当社普通株式の交付要件を満たした場合に限り、対象取締役に当社普通株式を交付するものいたします。

- ① 一定の非違行為がなかったこと
- ② 取締役会が定めたその他必要と認められる要件

(5) 第3期に係る定時株主総会の終結の時までの間に地位を喪失した場合の取扱い

対象取締役が第3期（以下において定義しています。）に係る定時株主総会の終結の時までの間に当社の取締役その他当社取締役会が定める地位を喪失した場合、以下の基準に則り交付株式数に調整を加えることいたします。

①対象取締役が評価期間の始期から評価期間の初日を含む期（以下「第1期」という。）に係る定時株主総会の終結の時までの間に上記の地位を喪失した場合（第1期に係る定時株主総会の終結に伴い退任した場合を除く。）

：交付株式数を0とします。（株式を交付しません。）

②対象取締役が第1期に係る定時株主総会の終結の時から第1期の次の期（以下「第2期」という。）に係る定時株主総会の終結の時までの間に上記の地位を喪失した場合（第1期に係る定時株主総会の終結に伴い任期満了により退任した場合を含み、第2期に係る定時株主総会の終結に伴い退任した場合を除く。）

：交付株式数に3分の1を乗じた数の株式を交付します。

③対象取締役が第2期に係る定時株主総会の終結の時から第2期の次の期（以下「第3期」という。）に係る定時株主総会の終結の時までの間に上記の地位を喪失した場合（第2期に係る定時株主総会の終結に伴い退任した場合を含み、第3期に係る定時株主総会の終結に伴い退任した場合を除く。）

：交付株式数に3分の2を乗じた数の株式を交付します。

(6) 組織再編等における取扱い

上記(5)の定めにかかわらず、当社は、評価期間開始後に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式について、本制度Ⅱに係る上記報酬枠の範囲内で、当該当社普通株式の交付に代えて、当該当社普通株式に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものいたします。

【本制度の導入が相当である理由】

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針」を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本制度は中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様との価値共有を一層促進するものであり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、本制度により対

象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の上限数の合計（年24,000株）は、当社発行済株式総数54,778,125株（2021年6月30日現在）の約0.04%に相当し、希釈化率も軽微であることから、本制度の導入は相当なものであると判断しております。

【ご参考】

(1) 本制度は、当社グループのガバナンス強化と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営戦略と連動し、持続的な成長を後押しする、当社の監査等委員でない取締役の新たな報酬制度の一環として導入するもので、当社は、幹部従業員にも、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

(2) 第4号議案乃至本議案及び第7号議案が原案どおり承認可決された場合に変更を予定している「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の内容は以下のとおりです。

<取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

1. 基本方針

(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、外部機関による調査をもとに、日本国内外の当社と規模や業種・業態の類似する企業を対象に、報酬制度や報酬水準について、当社の現行制度や報酬水準と比較検討したうえ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、基本報酬（金銭報酬）並びに株式報酬（業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬）により構成する。ただし、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみとする。

(2) また、当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬のみとし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定する。

2. 取締役の報酬等の額又はその方法の決定に関する方針

(1) 基本報酬（金銭報酬）に関する個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬

月例の固定報酬とし、業界水準、当社業績及び従業員給与等の諸般の事情を考慮し決定する。ただし、年間報酬総額の上限を年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分年額2,000万円以内）とする。

監査等委員である取締役の基本報酬

月例の固定報酬とし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定する。ただし、年間報酬総額の上限を社外取締役分も含めて、年額2,000万円以内とする。

(2) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動型株式報酬制度

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役を対象とし、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主との一層の価値共有を進めることを目的として、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件とするほか、業績連動条件（株価評価）を加えた業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度。以下「PSU」という。）を導入し、原則として、基本報酬及び次に定める譲渡制限付株式報酬とは別枠で設定する。ただし、株主総会決議に従い、報酬総額の上限を年額6,000万円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける各役務提供期間に係る当社普通株式の総数は年12,000株以内とする。

PSUの内容は、各年の定時株主総会の日の属する月の翌月から3年間を評価期間（以下「評価期間」という。）とし、対象取締役に對して、評価期間における当社株式成長率と東証株価指数を構成する各銘柄との比較に応じて算定する数の当社普通株式を交付する。

当社は、原則として評価期間終了後、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分する。具体的な算定及び株式の発行又は処分は、当社の「パフォーマンス・シェア・ユニット付与規程」に基づき決定する。また、適切な職務執行を促す目的で、評価期間内に重大な職務違反等があった場合には、受給権を喪失する旨の制度設計とする。

譲渡制限付株式報酬制度

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役並びに監査等委員である取締役を対象とし、中長期的な企業価値向上との運動性を強化した報酬構成とするため、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件とする譲渡制限付株式等を交付し、原則として、基本報酬及び業績連動型株式報酬とは別枠で設定し、各年の定時株主総会後に、当社業績及び各役員の業績への寄与度を考慮し、当社の「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき交付する。ただし、株主総会決議に従い、以下の金額・数の範囲内での付与としなければならない。

① 監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役

報酬総額の上限を年額6,000万円以内とし、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数を年12,000株以内とする。

② 監査等委員である取締役

報酬総額の上限を年額1,500万円以内とし、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数を年3,000株以内とする。

譲渡制限付株式報酬は原則として毎年交付し、3年間の譲渡制限期間を定める。対象取締役に重大な職務違反等があった場合、当社は、交付した株式を当然に無償で取得する。当社は、対象取締役が、譲渡制限付株式の払込期日から当該払込期日を含む期（以下「第1期」という。）に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。また、譲渡制限付株式の払込期日から第1期の次の期（以下「第2期」という。）に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。また、譲渡制限付株式の払込期日から第2期の次の期（以下「第3期」という。）に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。（※第3期に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあった場合には本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。）

その他の非金銭報酬等

ストックオプションその他の非金銭報酬を追加交付する場合は、改めて方針を取り決める。

(3) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定の方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する国内外の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえた構成とし、当社の持続的成長への適切なインセンティブとして機能するように設計する。

監査等委員である取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する国内外の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮しながら、監査等委員である取締役の職責に照らし、適切な構成となるよう設計する。

3. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

当社における個別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定する。なお、取締役の個別の報酬については、取締役会で個別の金額を開示した上で決議するものとし、取締役会に付議する当該議案については、事前に社外取締役に相談のうえ上程しなければならない。

監査等委員である取締役の個別の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定する。

第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、第5号議案が原案どおり承認可決された場合、「年額2千万円以内」となります。また、この報酬は例月報酬のみで構成される予定です。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社の監査等委員である取締役（以下「対象取締役」という。）に対し、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入したいと存じます。

つきましては、対象取締役に対し、「譲渡制限付株式報酬」を付与するための金銭報酬債権を新たに支給することといたしたいと存じます。対象取締役に支給する金銭報酬債権は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記の報酬枠とは別枠で、年額1千5百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議により決定することといたします。

なお、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

【本制度の内容】

(1) 本制度の概要

対象取締役は、原則として毎年、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けます。

当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から一定の期間（以下「譲渡制限期間」という。）中は、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします。本割当契約の内容の概要は以下（4）のとおりです。

(2) 本制度に係る金銭報酬債権の総額及び株式総数の上限

本制度に基づき対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額1千5百万円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数は年3,000株以内といたします。ただし、上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、各対象取締役に対して交付する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることといたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

(3) 1株当たりの払込金額

本割当株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

(4) 本割当契約において定める内容の概要

① 譲渡制限期間

譲渡制限期間は、3年間とする。

譲渡制限期間中、対象取締役は本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 譲渡制限期間中の退任等の取扱い

対象取締役が(a) 本割当契約に基づき割当てを受けた日から当該割当てを受けた日を含む期に係る定時株主総会の終結の時までの期間（以下「役務提供期間①」という。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の3分の1（以下「解除部分①」という。）につき、(b) 本割当契約に基づき割当てを受けた日から当該割当てを受けた日を含む期の次の期に係る定時株主総会の終結の時までの期間（以下「役務提供期間②」という。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、割当株式から解除部分①を除いた残りの部分の2分の1につき（以下「解除部分②」という。）、(c) 本割当契約に基づき割当てを受けた日から当該割当てを受けた日を含む期の次々期に係る定時株主総会の終結の時までの期間（以下「役務提供期間③」という。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式から解除部分①及び解除部分②を除いた残りの部分につき、いずれも譲渡制限期間の満了日に、譲渡制限を解除する。当社は、譲渡制限期間満了時においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間①の満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には当該時点で本割当株式の全部を、役務提供期間①の満了後役務提供期間②の満了する前に上記の地位を喪失した場合には当該時点で本割当株式のうち解除部分①を除いた部分を、役務提供期間②の満了後役務提供期間③の満了する前に上記の地位を喪失した場合には当該時点で本割当株式のうち解除部分①及び解除部分②を除いた部分を、当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当

社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なお、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ その他取締役会で定める事項

本制度に係るその他の内容については取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とする。

【本制度の導入が相当である理由】

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針」を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。

当社は、自社株報酬について、株主と目線を合わせる観点からも有効なインセンティブであると考えております。また、当社の監査等委員の職責は監査業務に限定されるものではなく、取締役としての経営判断も期待されていることから、その割合が金銭報酬に比して過度に高くない限り、監査等委員である取締役に対して業績条件の付されていない自社株報酬を付与することは、適切であると考えております。

本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、本制度により対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の上限数(年3,000株)は、当社発行済株式総数54,778,125株(2021年6月30日現在)の約0.005%に相当し、希釈化率も軽微であることから、本制度の導入は相当なものであると判断しております。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、スモールビジネス向けのクラウド会計ソフトとクラウド人事労務ソフトのTAM（注1）について、合計で約1.2兆円と推計（注2）しております。一方、会計ソフトを利用している従業員1,000人以下の中小企業のうちクラウド会計ソフトの普及率は22.5%に留まるなど（注3）、クラウドERP市場における普及率の上昇余地は大きく残されていると認識しております。当社グループは「スモールビジネスを、世界の主役に。」（注4）をミッションに掲げ、「だれもが自由に経営できる統合型経営プラットフォーム」の実現を目指してサービスの開発及び提供をしております。

当連結会計年度においては、当社グループは、ミッションの実現に向けて、顧客価値向上のために、主要サービスである「freee会計」及び「freee人事労務」の機能改善に向けた開発投資を実施しました。また、統合型クラウドERPの更なる進化に向け、申請・承認機能の拡充に加え、モバイルアプリの開発を強化しました。

さらに、ユーザー基盤の更なる拡大のために、ダイレクトセールスの組織の拡大を図ると共に、金融機関やパートナー企業との連携強化に加えて、法務領域への進出を目的とし株式会社サイトビジットを子会社化したほか、会計事務所を対象としたイベント「freee Advisor Day 2021」を開催しました。

このような取り組みの結果、当連結会計年度末におけるARR（注5）は前連結会計年度末比42.7%増の11,268百万円、有料課金ユーザー企業数（注6）は同30.9%増の293,296件、ARPU（注7）は同9.0%増の38,419円となりました。なお、当連結会計年度に実施したM&A（株式会社サイトビジットが運営する「NINJA SIGN by freee」はARR154百万円及び合同会社ノンモが運営する「Taxnote」はARR42百万円）考慮後のARRは11,465百万円となります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比48.8%増の10,258百万円、調整後営業損失（注8）は2,301百万円（前連結会計年度は2,587百万円）、営業損失は2,441百万円（同2,681百万円）、経常損失は2,719百万円（同2,938百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,756百万円（同2,972百万円）となりました。

ARR、有料課金ユーザー企業数及びARPU推移

	2017年6月期末	2018年6月期末	2019年6月期末	2020年6月期末	2021年6月期末
ARR (百万円)	1,720	2,986	5,273	7,898	11,268
有料課金ユーザー企業数 (件)	84,517	115,808	160,132	224,106	293,296
ARPU (円)	20,351	25,786	32,930	35,246	38,419

(注) 1. TAM: Total Addressable Marketの略称。当社グループが想定する最大の市場規模を意味する用語であり、当社グループが本書発送日現在で営む事業に係る客観的な市場規模を示す目的で算出されたものではありません。スモールビジネス向けの会計ソフトと人事労務ソフトのTAMは、一定の前提の下、外部の統計資料や公表資料を基礎として、下記2.に記載の計算方法により、当社グループが推計したものであり、その正確性にはかかる統計資料や推計に固有の限界があるた

- め、実際の市場規模はかかる推計値と異なる可能性があります。
2. 国内における当社グループの全潜在ユーザー企業において「freee会計」及び「freee人事労務」が導入された場合の全潜在ユーザー企業による年間支出総金額。全潜在ユーザー企業は、個人事業主と従業員が1,000名未満の法人の合計。〔freee会計〕及び〔freee人事労務〕の全潜在ユーザー企業数の従業員規模別法人数（国税庁2017年調査、総務省2016年6月経済センサス活動調査）× 従業員規模別の「freee会計」及び「freee人事労務」の年間課金額 + （従業員規模別の想定平均従業員数（総務省 2017年労働力調査）× 1 ID当たりの年間課金額）
 3. International Data Corporation (IDC) 「Worldwide Public Cloud Services Spending Guide Software Add On: V1 2021」
 4. 「スモールビジネス」とは、個人事業主と従業員が1,000名以下の法人を指す。
 5. ARR：Annual Recurring Revenueの略称。各期末月のMRR（Monthly Recurring Revenue）を12倍して算出。MRR：Monthly Recurring Revenueの略称。対象月の月末時点における継続課金ユーザー企業に係る月額料金の合計額（一時収益は含まない）
 6. 当社グループのサービスを利用する個人事業主と法人の双方を指す。
 7. ARPU: Average Revenue Per Userの略称。1 有料課金ユーザー企業当たりの平均単価。各四半期末時点における合計ARRを有料課金ユーザー企業数で除して算出
 8. 調整後営業利益：営業利益+株式報酬費用+M&Aにより生じた無形資産の償却費用+その他一時費用

(2) 設備投資についての状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は79百万円であり、主な内容はPC等の購入によるものであります。また、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達等についての状況

海外募集により新株式を発行し、これにより35,291百万円の資金調達を行いました。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

該当なし

(5) 対処すべき課題

① スモールビジネス向けクラウドERP市場の拡大

当社グループは、スモールビジネス向けの会計ソフトと人事労務ソフトのTAMについて、合計で約1.2兆円と推定（注）しております。一方、会計ソフトを利用している従業員1,000人以下の中小企業のうちクラウド会計ソフトの普及率は22.5%に留まるなど（注）、クラウドERP市場における普及率の上昇余地は大きく残されていると認識しております。

当社グループは、スモールビジネス向けクラウドERP市場におけるリーディングカンパニーとして、市場を引き続き牽引することが重要であると認識しております。

（注）前記「(1)事業の経過及びその成果」を参照

② 組織体制の整備

当社グループの継続的な事業成長の実現に向けて、多様なバックグラウンドをもった優秀な人材を採用し、強い組織体制を整備することが重要であると認識しております。積極的な採用活動を推進していく一方で、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、人事制度の構築やカルチャーの推進等を進めてまいります。

③ 情報管理体制の強化

当社グループは、提供するサービスに関連して多数のユーザー企業の機密情報や個人情報を取り扱っております。これらの情報資産を保護するため、専任の情報セキュリティチームを設置しております。また情報セキュリティ基本方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理、保護しております。今後も社内教育・研修の実施のほか、システムの強化・整備を実施してまいります。

④ 新規事業の展開

現在、当社グループの収益の大半が「freee会計」や「freee人事労務」等のSaaSサービスから成り立っております。今後も継続的な事業成長の実現に向けて、既存サービスの伸長に加えて、金融サービスや取引プラットフォームにおける新規事業の展開を積極的に検討してまいります。

⑤ 利益及びキャッシュ・フローの創出

当社グループは、事業拡大を目指し、開発投資や顧客獲得活動等に積極的に投資を進めており、2021年6月期は営業損失を計上しております。

当社グループの収益の中心であるSaaSビジネスは、サブスクリプション方式でユーザーに提供しており、継続して利用されることで収益が積み上がるストック型の収益モデルになります。一方で、開発費用やユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴があり、短期的には赤字が先行することが一般的です。

当社グループでは、事業の拡大に伴い、ストック収益が順調に積み上がることで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用が売上高に占める割合は低下傾向にあり、営業損失率は改善しております。

一方で、SaaSビジネスにおいては、投資効率を計る指標として顧客生涯価値（LTV）（注1）と顧客獲得コスト（CAC）（注2）のバランス（LTV/CAC）が重要な指標となるため、当社グループではこれを最重要の指標として顧客獲得活動における投資判断をしております。当該指標を満たす場合に積極的に投資していくことが、中長期的に利益及びキャッシュ・フローの最大化に寄与するものと考えております。

今後も、投資効率指標であるLTV/CAC等に配慮しながら、サービス強化のための開発活動や、認知度向上のためのマーケティング活動への投資を通じて、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。

- (注) 1.LTV：Life Time Valueの略称。顧客から契約期間（Life Time）を通じてもたらされる価値であり、
契約期間×MRR×売上総利益率によって算出
2.CAC：Customer Acquisition Costの略称。顧客の獲得に要するコストであり、セールス活動及びマーケティング活動に係る費用が該当

2. 会社役員に関する事項（2021年6月30日現在）

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	佐々木 大 輔	CEO フリーファイナンスラボ株式会社 取締役 国立大学法人 一橋大学 経営協議会委員 株式会社サイトビジット 取締役
取 締 役	東 後 澄 人	CFO フリービズ株式会社 代表取締役 ウェルスナビ株式会社 社外取締役
取 締 役	尾 形 将 行	COO
取 締 役	平 栗 遵 宜	CDO
社外取締役	川 合 純 一	グーグル合同会社 上級執行役員
社外取締役	浅 田 慎 二	One Capital株式会社 代表取締役CEO 株式会社スマレジ 社外取締役
社外監査役	内 藤 陽 子	フリーファイナンスラボ株式会社 監査役 株式会社サイトビジット 監査役
社外監査役	原 幹	株式会社クレタ・アソシエイツ 代表取締役 原幹公認会計士事務所 代表 原幹税理士事務所 代表 アガサ株式会社 社外監査役 株式会社あしたのチーム 社外監査役
社外監査役	平 山 剛	平山剛公認会計士事務所 代表 タイラカ総合法律事務所 代表 ソーシャルワイヤー株式会社 社外監査役 株式会社オモロキ 取締役 Rapyuta Robotics株式会社 社外監査役 株式会社バルクホールディングス 監査役

- (注) 1. 取締役川合純一氏及び浅田慎二氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役内藤陽子氏、原幹氏及び平山剛氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役川合純一氏、浅田慎二氏、監査役内藤陽子氏、原幹氏及び平山剛氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役内藤陽子氏、原幹氏及び平山剛氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役平山剛氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は社外役員が過半を占める取締役会において、客観的な視点から議論を重ねたうえで、取締役の報酬の決定方針（以下「決定方針」という。）を決定しております。その概要は下記のとおりです。

決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬（ストックオプションを含む）により構成しております。

基本報酬

当社の取締役の基本報酬については、月例の固定報酬とし、業界水準、当社業績及び従業員給与等の諸般の事情を考慮し決定することとしております。ただし、取締役年間報酬総額の上限を3億円以内（うち社外取締役分年額4,000万円以内）としております（2019年9月24日開催の第7期定時株主総会決議）。

業績連動報酬等並びに非金銭報酬等

業績連動報酬等については、支給しないこととしております。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、ストックオプション又は譲渡制限付株式等とし、原則として、各年の定時株主総会后に、当社業績及び各役員の業績への寄与度を考慮し決定することとしております。ただし、株主総会決議に従い、以下の金額・数の範囲内での付与としなければならないものとしております。

イ. 代表取締役及び業務執行取締役

非金銭報酬を追加交付する場合は、改めて方針を取り決めるものとしております。

ロ. 社外取締役

報酬総額の上限を年額1,000万円以内とし、交付する普通株式の総数は、年5,000株以内としております（2020年9月29日開催の第8期定時株主総会決議）。

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の割合

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえた構成とし、次の決定方法に従い取締役会において検討及び決定を行うものとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安については、基本報酬（金銭報酬）を原則とするものとし、経済状況、当社の業績及び各取締役の職責・個人業績等に応じて別途非金銭報酬の交付を検討するものとし、ます。

決定方法

株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。なお、取締役の個別の報酬については、取締役会で個別の金額を開示した上で決議するものとし、取締役会に付議する当該議案については、事前に社外取締役に相談のうえ上程しなければならないものとしております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における報酬等の額は、2020年9月29日の取締役会にて、個別の金額を開示したうえで固定報酬及び社外取締役への非金銭報酬の付与を決議しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の監査役に対する報酬等については、固定報酬である「基本報酬」のみとし、各監査役の基本報酬の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各監査役の職務の内容や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年9月24日開催の第7期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分年額4,000万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年9月29日開催の第8期定時株主総会において、社外取締役の譲渡制限付株式報酬の額を年額1,000万円以内、株式数の上限を年5,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は2名です。

監査役の金銭報酬の額は、2018年9月27日開催の第6期定時株主総会において年額1,500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
					ストックオプション	譲渡制限付株式
取締役	6名	69,813千円	67,954千円	－千円	－千円	1,859千円
（うち、社外取締役）	2名	5,609千円	3,750千円	－千円	－千円	1,859千円
監査役	3名	9,708千円	9,708千円	－千円	－千円	－千円
（うち、社外監査役）	3名	9,708千円	9,708千円	－千円	－千円	－千円
合計	9名	79,521千円	77,662千円	－千円	－千円	1,859千円

（注）1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬として、社外取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。上記「譲渡制限付株式」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

3. 上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は100千円です。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

また比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	48,310,814	流動負債	6,500,320
現金及び預金	46,776,388	未払金	1,021,355
売掛金	1,187,625	未払費用	748,820
その他	356,090	未払法人税等	249,793
貸倒引当金	△9,289	前受収益	4,000,141
固定資産	5,585,512	賞与引当金	39,306
有形固定資産	267,821	その他	440,902
建物附属設備	180,297	固定負債	480,000
減価償却累計額	△107,701	長期未払金	480,000
建物附属設備 (純額)	72,596	負債合計	6,980,320
工具、器具及び備品	362,575	(純資産の部)	
減価償却累計額	△167,350	株主資本	46,607,250
工具、器具及び備品 (純額)	195,225	資本金	24,151,096
無形固定資産	928,678	資本剰余金	40,057,134
のれん	12,375	資本準備金	32,099,305
ソフトウェア	858,554	その他資本剰余金	7,957,829
ソフトウェア仮勘定	57,748	利益剰余金	△17,600,979
投資その他の資産	4,389,012	その他利益剰余金	△17,600,979
投資有価証券	340,008	繰越利益剰余金	△17,600,979
関係会社株式	3,661,657	評価・換算差額等	△2,084
敷金及び保証金	207,364	その他有価証券評価差額金	△2,084
その他	190,776	新株予約権	310,841
貸倒引当金	△10,794		
資産合計	53,896,327	純資産合計	46,916,007
		負債純資産合計	53,896,327

損益計算書

(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		10,300,835
売上原価		2,177,137
売上総利益		8,123,698
販売費及び一般管理費		10,420,518
営業損失		2,296,819
営業外収益		
講演料等収入	750	
経営指導料	36,183	
その他	552	37,487
営業外費用		
株式交付費	157,032	
匿名組合投資損失	474	
資金調達費用	94,248	
投資事業組合運用損	19,223	
その他	10,437	281,416
経常損失		2,540,749
特別利益		
新株予約権戻入益	324	324
特別損失		
固定資産除却損	827	
投資有価証券評価損	27,756	
関係会社株式評価損	306,908	335,492
税引前当期純損失		2,875,917
法人税、住民税及び事業税	8,415	8,415
当期純損失		2,884,333

監査報告

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月30日

フリー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂井	知倫 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤	義仁 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有吉	真哉 [Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フリー株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月30日

フリー株式会社 監査役会

常勤社外監査役	内 藤 陽 子	Ⓔ
社外監査役	原 幹 剛	Ⓔ
社外監査役	平 山 剛	Ⓔ

以上

スモールビジネスを、
世界の主役に。